

## ひまわり証券の先物・オプション取引規定

### 第1条（本規定の主旨）

本規定は、ひまわり証券株式会社（以下「当社」という。）で行う先物・オプション取引に関する重要な取り決めであり、お客様は以下の条項にご同意いただくものとします。

2 お客様は、先物・オプション取引を行うに当たっては、この規定によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

### 第2条（口座開設）

お客様は以下の要件をすべて満たす場合に先物・オプション取引口座の申し込みを行うことができるものとします。

- ① 既に総合取引口座を開設し、又は開設の申込みを行っていること。
- ② 別途当社が定める金融資産を有していること。
- ③ 別途当社が定める取引経験を有していること。
- ④ 先物・オプション取引制度、当社の先物・オプション取引ルール、先物・オプション取引のリスクを理解し、本規定及び先物・オプション取引口座設定約諾書等の内容を承諾していること。
- ⑤ 住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）等当社の定める事項が正しく登録されていること。
- ⑥ 電話により常時連絡が直接とれること。
- ⑦ インターネット取引による先物・オプション取引を申込み場合は、本規定及び取引説明書の交付については、書面の交付に代えて、当社が別途定める電子交付サービスを利用すること。

2. 当社は上記要件及び口座開設基準に基づき社内審査により当社が承認した場合に限り、口座開設ができるものとします。社内審査の結果口座開設をお断りする場合は、その理由について一切開示しないものとします。

3. 当社が口座開設を承諾したお客様であっても、当社所定の契約書が差し入れられない場合は、口座開設はできないものとします。

### 第3条（取扱銘柄）

お客様が売買注文を委託できる取引は、当社が別途定める銘柄とします。

### 第4条（取引条件）

先物・オプション取引における取引条件は、当社が別途定めるものとします。

#### 第5条（建玉の上限）

お客様が行う建玉の上限数量は、当社が別途定めるものとします。

#### 第6条（注文の上限）

先物・オプション取引における注文上限は、当社が別途定めるものとします。

#### 第7条（取引手数料）

取引手数料は、当社が別途定めるものとします。

#### 第8条（必要証拠金）

必要証拠金は当社が別途定めるものとします。

2. 前項の必要証拠金はすべて現金で差し入れるものとします。

#### 第9条（緊急証拠金）

前条で規定する必要証拠金については、相場の急激な変動等により、当社が必要と認める場合は、当社が任意で設定する緊急証拠金を適用するものとします。

#### 第10条（必要証拠金の差入れ）

お客様が新規に注文を発注する場合は、予め当該注文に対応する必要証拠金額以上の証拠金を差し入れるものとします。

2. お客様が転売又は買戻しの注文を発注する場合は、当該注文の約定成立にともないお客様の差し入れている証拠金が必要証拠金を下回るときは、予めその不足額を当社に差し入れるものとします。
3. お客様が差し入れた証拠金が、その注文数量に対応する必要証拠金に満たない場合は、当社は当該注文を受け付けないものとします。また新規建玉若しくは建玉を転売又は買戻した結果、お客様の差入証拠金が必要証拠金を下回るときは、翌営業日の正午までにその不足額を当社に差し入れるものとします。

#### 第11条（差入証拠金額の計算）

差入証拠金額は、お客様が当社に差し入れている証拠金額に取引終了時のお客様の建玉に係る計算上の利益（評価益）を加算、損失（評価損）を減算した額とします。

#### 第12条（計算上の利益の引出し）

お客様の建玉に係る計算上の利益（評価益）は引き出しできないものとします。

### 第13条（追加証拠金）

差入証拠金が必要証拠金を下回り不足額が発生した場合は、当該不足額発生日の翌営業日正午までに必要証拠金に達するまでの額以上の追加証拠金（追証）を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。

### 第14条（強制反対売買）

第10条第3項若しくは前条の規定により所定の日時まで不足額をご入金（追加差入れ）いただけなかった場合は、当該不足額発生日の翌営業日の午後12時30分以降、お客様の全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買し決済できるものとします。

### 第15条（MR Fの解約）

先物・オプション取引を行うに当たっては、MR Fのご利用はできないものとします。またMR Fを既に申し込まれている場合は、先物・オプション取引口座の開設と同時にMR Fの解約の申し込みがあったものとして取扱うものとします。

### 第16条（申込事項等の変更）

申込書の記載事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

### 第17条（先物・オプション取引の禁止・口座解約）

お客様が、法令諸規則、総合証券取引約款又は本規定、先物・オプション取引に関する説明書、若しくは先物・オプション取引口座設定約諾書の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちに先物・オプション取引を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

2 お客様より、当社所定の方法により先物・オプション取引口座の解約の申し込みがあった場合及び当社が別途定める期間お取引がなかった場合は、当社との取引口座は解約されるものとします。ただし、お客様の先物・オプション取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。

### 第18条（本規定の改定）

本規定は、法令諸規則の変更若しくはその他変更の必要が生じた場合は、予告なく改定されることがあります。

2. 本規定が改定される場合は、当社はあらかじめその内容をお客様へ通知するものとします。  
3. 前項の通知がお客様へなされた後の売買注文その他一切の行為は、本規定の改定を承認して行われたものとします。

## 規定に関する補足

ここでは、ひまわり証券の先物・オプション取引規定に関する「当社が定める事項」について補足致します。

### 第3条（取扱銘柄）

お客様が売買注文を委託できる取引は、当社が別途定める銘柄とします。

先物・オプション取引の取扱銘柄は以下の通りです。

- ① 日経 225 先物取引
- ② 日経 225 mini（先物取引）
- ③ 日経 225 オプション取引
- ④ T O P I X 先物取引

### 第5条（建玉の上限）

お客様が行う建玉の上限数量は、当社が別途定めるものとします。

日経 225 先物取引                   ：片側 500 枚、総建玉 1,000 枚

日経 225mini（先物取引）：片側 5,000 枚、総建玉 10,000 枚

オプション取引                       ：売建玉 250 枚

### 第6条（注文の上限）

先物・オプション取引における注文上限は、当社が別途定めるものとします。

株価指数先物取引：建玉数と注文数を合算して「建玉の上限」を超えないものとします。

オプション取引：250 枚

### 第7条（取引手数料）

（1枚当たり）

	インターネット	コールセンター
日経 225 先物取引	9 4 5 円	4, 9 9 8 円
日経 225 mini	1 0 5 円	1, 0 5 0 円
T O P I X 先物取引	9 4 5 円	4, 9 9 8 円
日経平均株価オプション取引	約定代金の 0. 5 2 5 % 下限手数料なし (日計り決済手数料無料)	約定代金の 1. 0 5 % 下限 2, 6 2 5 円

先物証拠金割引口座（アクティブ口座）での日経 225 先物取引については、3 ヶ月間の累計取引枚数に応じて手数料が値引きされるシルバー・ゴールド・プラチナランクが適用されます。

ランク	3ヶ月累積取引枚数	1枚あたりの片道手数料
通常時	1 ～ 14,999 枚	945 円
シルバー	15,000 ～ 29,999 枚	483 円
ゴールド	30,000 ～ 44,999 枚	420 円
プラチナ	45,000 枚 ～	336 円

条件を満たした月の翌月にランクアップとなります。

割引手数料の適用期間は、ランクアップした当月から3ヶ月間となります。

- ※ 通常口座及び日経 225mini のお取引は対象外となります。
- ※ 1日の区切りは、取引日ベース（16：30～15：15）となります。
- ※ ランクが変わった月から累積枚数がリセットされ、0枚からの換算となります。
- ※ 3ヶ月間の取引枚数が15,000枚未満の場合、その翌月からランクが1つ下がります。

#### 第8条（必要証拠金）

必要証拠金は、当社が別途定めるものとします。

－株価指数先物・オプション取引について－

- 取引所が要求するSPAN証拠金（100%）－ネット・オプション価値の総額とし、すべて現金で差入れなければなりません。
- \* 取引所が要求するSPANリスクパラメータ（SPANの計算式）が変更される場合は、変更日の大引け後から適用されるため、変更日当日の売買に関しては、前（旧）SPANリスクパラメータが適用されます。その後大引け後再計算され証拠金不足になる場合があり、必要証拠金に達する金額以上のご入金が必要になります。
- \* 相場状況により弊社の任意でSPAN証拠金に対する掛け率を随時変更させていただく場合があります。
- 最低証拠金：「先物取引の建玉」若しくは「先物取引とオプション取引の複合した建玉」の場合、先物取引の1枚当たりの証拠金額が最低証拠金額になります。

以上